

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(4) 大規模生産を持続的に行うための雇用労働力の確保（現状①）

- 少子高齢化等の影響により、人材獲得が全産業の共通の課題となる中であって、農業就業者における雇用者数及び雇用者の占める割合は増加傾向。また、副業のほか、短期労働をはじめとする働き方の多様化が進展。
- 令和6年5月の改正基本法に「雇用環境の整備」が国の責務として位置付けられるとともに、改正入管法等により外国人材の育成・確保を目的とした育成就労制度が創設された。
- 以上のような社会情勢の変化を背景に、農業における労働関係法制の特例の考え方がどのような変化を遂げているかも含め、有識者検討会を開催し、関係省庁との連携のもと、今後の政策の在り方について議論を進めている。

○ 農林水産業における労働関係法制の特例 ※1

■ 労働基準（労働基準法関連）

適用除外項目	農業・漁業	他産業（※林業はH6年から適用）
労働時間	適用除外	1日8時間、1週間40時間以内
休憩	〃	労働時間6時間超で45分以上、8時間超で1時間以上
休日	〃	毎週1回又は4週4日以上
時間外・休日の労働	〃	36協定の提出、1ヶ月45時間、1年360時間以内
時間外・休日の割増賃金	〃	時間外労働25%以上、休日労働35%以上

■ 労働保険・社会保険制度

適用除外項目		農業・林業・漁業	他産業
労働保険※2	労災保険	「常時雇用している労働者が5人未満の個人事業主」は任意加入（これ以外は強制加入）	1人でも雇用者がいれば強制加入
	雇用保険		
社会保険	健康保険	法人事業所のみ強制加入（個人は任意加入）	「常時雇用している労働者が5人未満の個人事業主」を除き強制加入（一部適用除外の業種あり）
	厚生年金		

※1 自然的条件に強く影響されること等を理由に、労働基準法の一部項目の適用除外、労働保険及び社会保険の任意適用の特例が認められている。

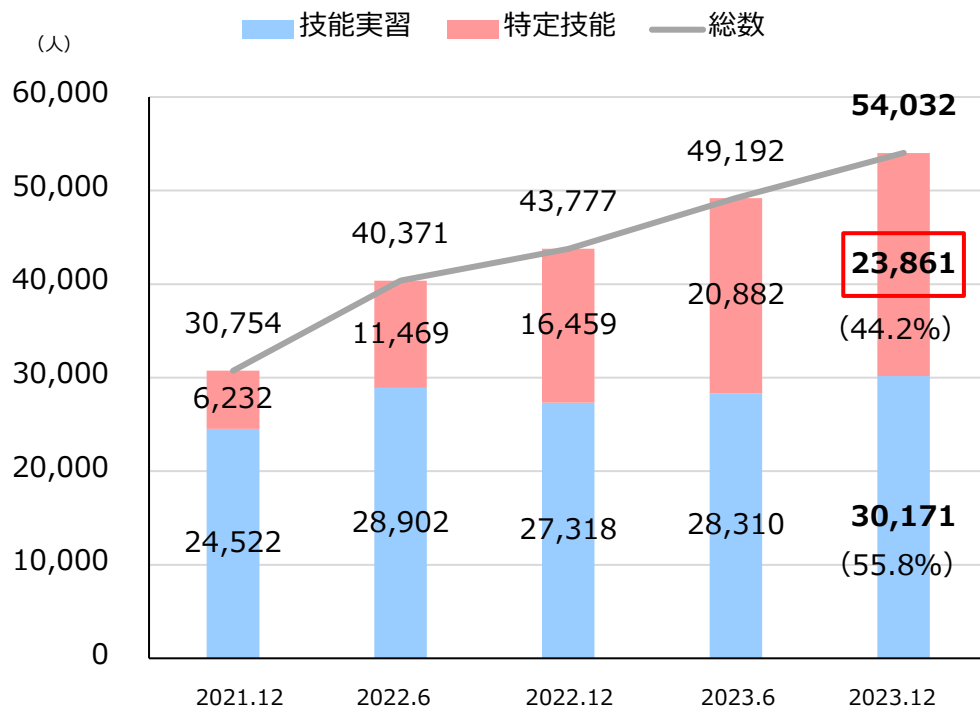
※2 林業の場合は、「常時雇用している労働者が年間延べ300人未満の個人事業主」。なお、農業・林業・漁業いずれの場合も追加要件あり。

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(4) 大規模生産を持続的に行うための雇用労働力の確保（現状②）

- 農業分野における技能実習生及び特定技能外国人の総数は増加傾向にあり、令和5年12月末時点で約5万4千人。
- 令和6年6月に入管法等が改正され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度を創設（令和9年度施行予定）。

○ 農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」を基に農林水産省で作成

○ 育成就労制度のポイント

- ◆ 我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、農業分野等における人材を確保する。



- ・ 対象となる職種、分野が特定技能と原則一致
- ・ 外国人ごとに「育成就労計画」を作成し認定
- ・ 我が国での就労開始までに日本語能力試験に合格又は日本語講習を受講
- ・ 地域に根付き共生できる制度に
→ 長期間産業を支える人材を確保

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(4) 大規模生産を持続的に行うための雇用労働力の確保（課題・検討の視点）

克服すべき課題

- 労働関係法制において、農業の特例が認められている中、一般的に低賃金かつ労働環境の悪い職業と認識され、従業員の確保が困難
- 他産業に比して働き方改革や、作業安全のための取組が低調で死亡事故率が増加傾向にあり、労働環境整備が急務
- 季節性の大きい産業であり、年間を通じた雇用が難しいことが労働環境の改善につながらない要因
- 女性や外国人などを含む多様な方への働きやすい環境づくりが急務



検討の視点

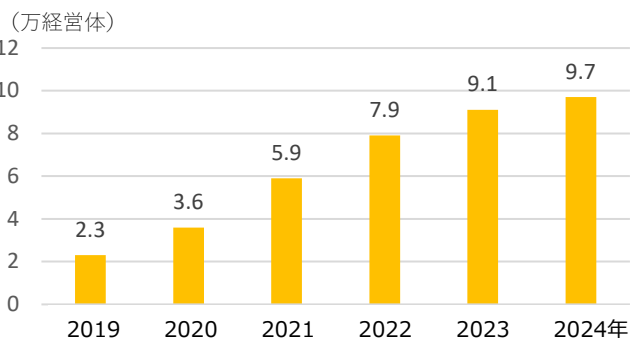
- 厚生労働省との連携のもと、労働関係法制における農業の特例の考え方について、農業現場の実態把握を進めた上で、必要な見直しを進める
- 就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備、社労士の活用などを推進する必要
また、季節性に対応する短期労働力の確保の推進等の強化が必要
- 一定以上の規模の法人については、加工などの多角化や複合化を進める
- 外国人材の確保のため、育成就労制度の創設も踏まえた受入環境整備とキャリア形成の促進が必要
- 女性の確保・能力発揮のため、働きやすい環境の整備、幅広い視野と能力を有するリーダー育成、意思決定層の意識啓発の強化が必要

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(5) 中長期的なセーフティネット対策のあり方（現状①）

- 農地を引き受けた大規模経営体が経営破綻した場合の地域農業への影響を考えると、セーフティネット対策の役割が更に重要となり、将来にわたって持続的に運営可能とする必要。
- 収入保険は、近年の新型コロナウイルス、米価下落、震災等の被害等幅広いリスクに対応。加入者が着実に増加してきたが近年伸び悩み。
- 収入保険の要件となる青色申告者の割合は、大規模層や若年層では高く、中長期的には農業者の大部分が青色申告者となる見込み。

○ 収入保険加入経営体数の推移



資料：農林水産省調べ

○ 最近の災害における収入保険の対応

令和2年の豪雨災害

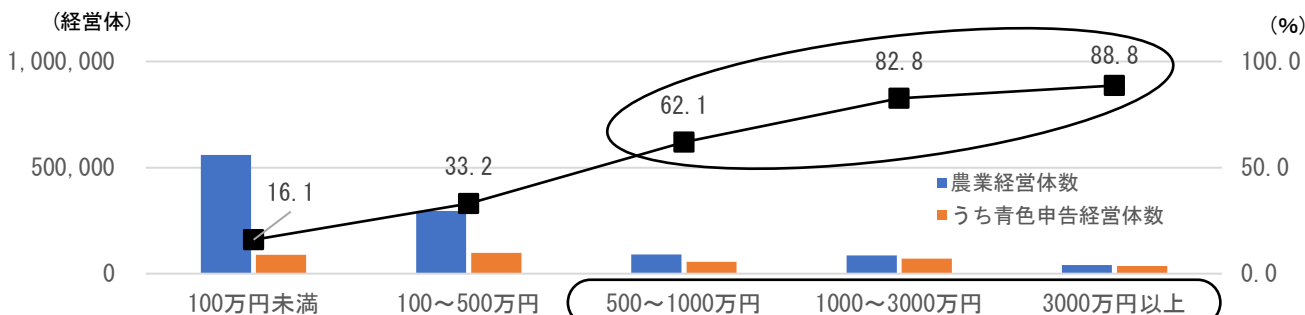
- ・ 豪雨災害により幅広い農作物に被害が発生。
- ・ 収入保険は品目によらず、浸水被害が発生した幅広い品目の野菜農家等への補填を実施。

令和5年の異常高温

- ・ 異常高温を原因として、水稻の白未熟粒による等級の低下や果樹等の品質低下が発生。
- ・ 幅広いリスクをカバーする収入保険は、等級や品質の低下による米農家等への補填を実施。

○ 農業経営体数に占める青色申告者数（販売金額規模別）

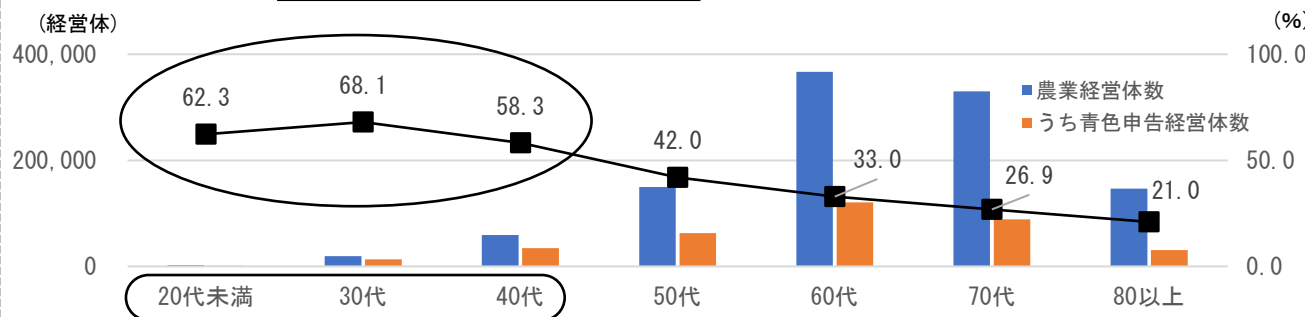
- ・ 販売金額規模別にみれば、500万円以上は6割以上、1000万円以上は8割以上が青色申告者



資料：2020年農林業センサス

○ 農業経営体数に占める青色申告者数（年齢別）

- ・ 年齢別にみれば、40代以下は約6～7割が青色申告者



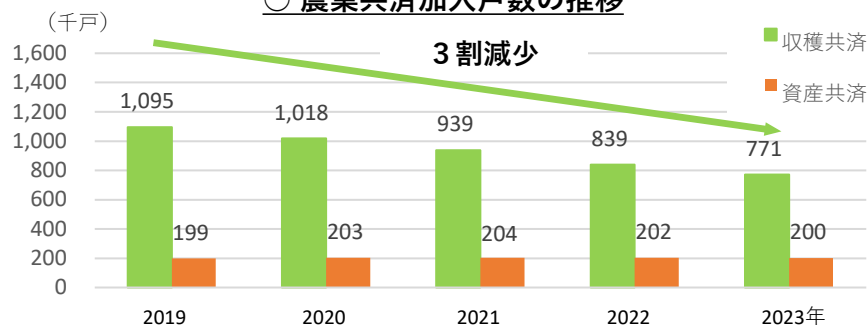
資料：2020年農林業センサス

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(5) 中長期的なセーフティネット対策のあり方（現状②）

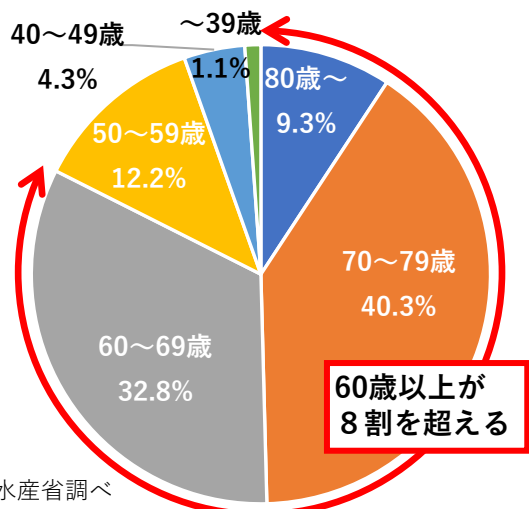
- **農業共済**は、自然災害による収穫量の減少等の損失を保険の仕組みにより補填する制度。近年、農業者数の減少や収入保険への移行により、**収穫共済（水稻、畑作物、果樹）の延べ加入者数は771千戸（令和5年産）まで減少**。
- 現地調査による損害評価が基本だが、評価を担う**損害評価員（農業者から任命）の高齢化が進行**。今後は、地域の農業者が大幅に減少する中、**確保が困難になるおそれがあり、一部地域では既に顕在化しつつある状況**。

○ 農業共済加入戸数の推移



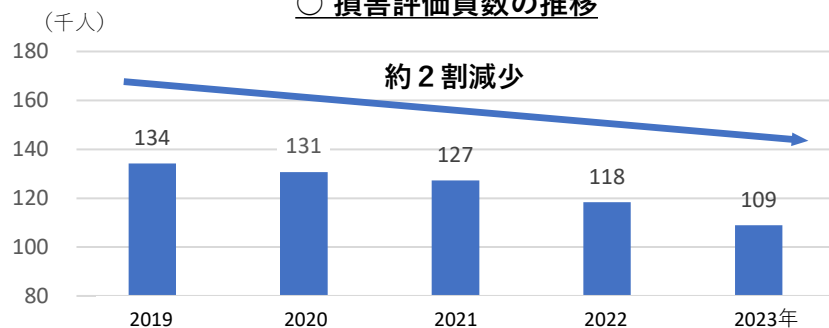
資料：農林水産省調べ

○ A県における水稻共済加入者の年齢構成(R6)



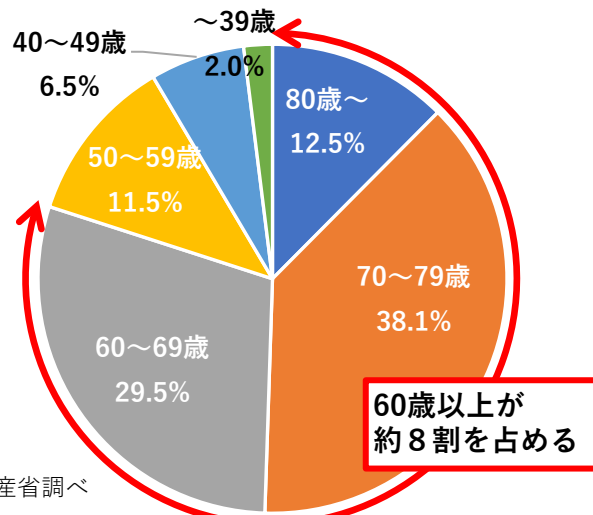
資料：農林水産省調べ

○ 損害評価員数の推移



資料：農林水産省調べ

○ B県における損害評価員の年齢構成(R6)



資料：農林水産省調べ